

令和6年度児童手当制度改正

令和6年10月分からの児童手当の制度変更について

児童手当法の一部改正（令和6年10月1日施行予定）に伴い、令和6年10月分（令和6年12月支給分）から児童手当制度の一部が変更となります。

主な制度変更点は次の4つです。

1、支給対象期間が高校生年代まで延長されます。

支給対象となる児童が、現行の「0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで（中学校修了前）の間にある日本国内に居住する児童」から、「0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高校生年代）の間にある日本国内に居住する児童」となります。

2、所得制限が撤廃されます。

現在設けられている所得制限・所得上限が撤廃され、所得額が所得制限限度額以上で特例給付を受給されていた方や所得上限限度額以上で手当を受給していない方についても、児童手当の支給となります。

ただし、所得制限撤廃後も、父母など2人以上の者が同一の児童を監護し、かつ、児童と生計を同じくする場合には、これらの方のうち「生計を維持する程度が高い者（原則所得の高い方）」が受給者（請求者）になります。

※「監護」とは、児童の生活について社会通念上必要とされる監督、保護を行っている（面倒をみている）ことを示します。

3、第3子以降の支給月額が30,000円に増額されます。

現行制度では「3歳以上小学校修了前までの児童のうち第3子以降の児童については月額15,000円の支給」でしたが、「0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある日本国内に居住する児童のうち第3子以降の児童については月額30,000円の支給」となります。

※多子の数え方は、受給者が監護・養育等をしている0歳から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある日本国内に居住する子のうち、年長者から第1子、第2子、第3子以降と数えます。（令和6年9月30日以前については0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいる児童のうち年長者から数えます。）

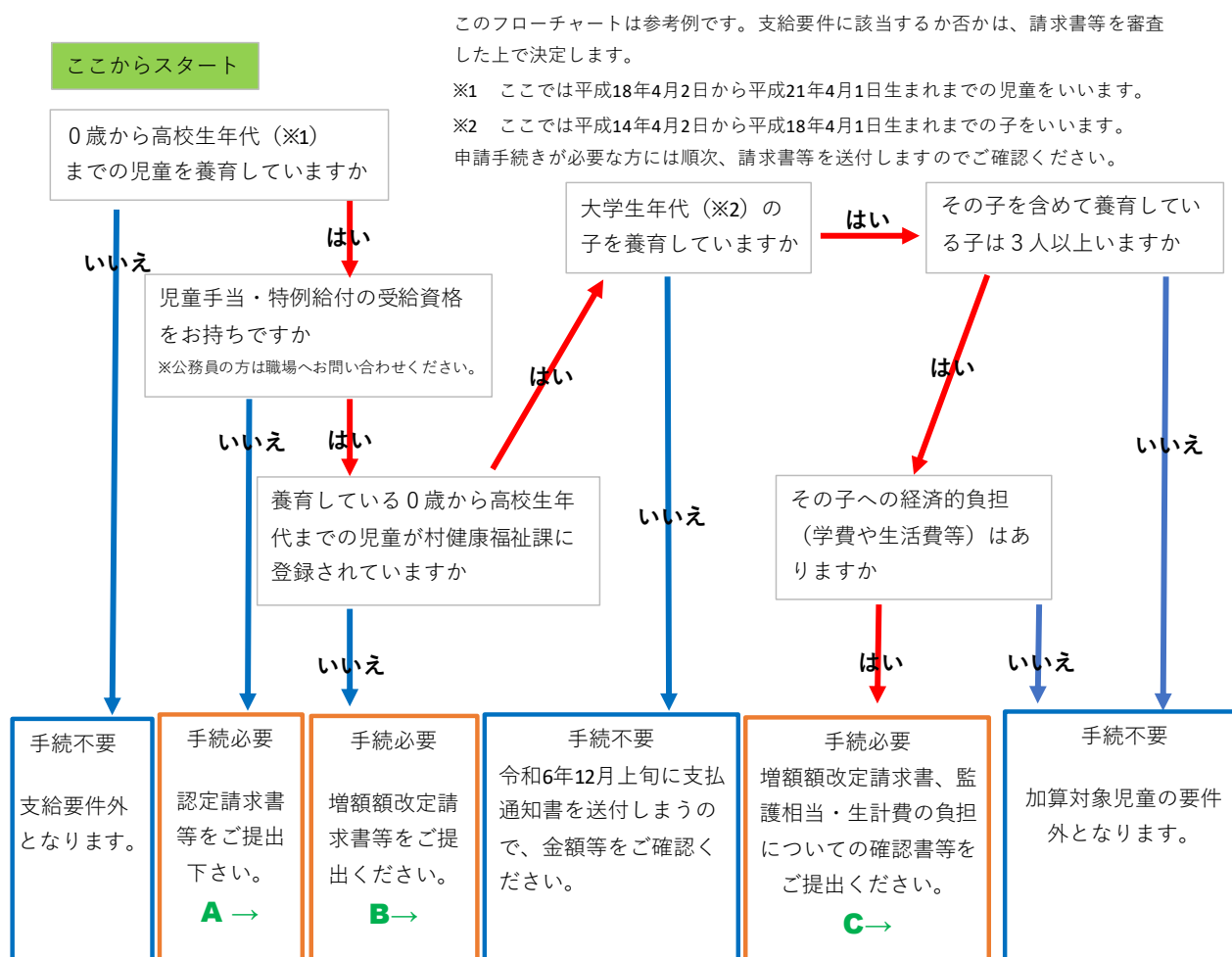
※18歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した子から22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子（大学生年代）を多子としてカウントするためには、「①監護に相当する世話等をしていること、②生計費の負担をしている」ことの2点の要件を満たす必要があります。（例：子の学費を負担している、別居の子に生活費の仕送りをしている、同居で食費等の負担がありこれを欠くと通常の生活水準が維持できない等）

4.支給月が年6回になります。

支給月が年3回（2月、6月、10月）から年6回（偶数月）となります。

※ただし、令和6年度については年度途中の令和6年10月（12月支給分）から制度が変更になるため、6月、10月、12月、2月の4回です。

◎令和6年10月1日から児童手当制度が改正されることに伴い、新たに児童手当の支給要件を満たす方は必ず手続きが必要です。9月中に対象となる受給者へ、通知を送付いたします。必ず内容を確認のうえ、提出書類を記入し、役場健康福祉課へ提出してください。その他状況に応じて必要な書類の提出をお願いする場合があります。



Aに該当する方・・・現在児童手当を受給しておらず、0歳から高校生年代(※1)までの児童を養育している方

お子さんが出生した際は認定請求の手続きが必要です。公務員以外の方で、職場からの受給がない方はお住いの自治体に申請してください。

※1 ここでは平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれまでの児童をいいます。

申請に必要な書類等

- 1.児童手当認定請求書
- 2.請求者の口座情報(金融機関、店番、口座番号、名義人カナ氏名)が分かるものの写し
- 3.請求者の健康保険証の写し

《該当する方のみ必要なもの》

- ・請求者または配偶者の令和6年1月1日の住所が平田村外の場合
 - 当該年度の所得課税証明書(令和6年1月1日時点でお住いの市区町村で取得をしてください。)

- ・請求者と支給対象児童（高校生年代以下）が別居している場合

●別居監護申立書

- ・0歳から高校生年代までの児童のほかに大学生年代（※2）の子がおり、その子に対して学費や生活費等の経済的負担がある場合であって、その子を含めて3人以上養育している場合

（※2 ここでは平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの子をいいます。）

●監護相当・生計費の負担についての確認書

- ・父母以外が認定請求する場合

●監護申立書

- ・離婚や離婚協議中で児童と所得の高い父または母が別居していて、同居している所得の低い父または母が認定請求する場合

離婚協議中であることが客観的に証明できる書類等の添付が必要です。

※離婚済みであれば、別居している父または母が認定請求することはできません。

Bに該当する方・・・現在児童手当を受給しており、平田村に登録のない0歳から高校生年代（※1）までの児童を養育している方。額改定請求の手続が必要です。必要書類を提出してください。

現行制度では、高校生年代の児童について、年齢到達により対象児童から消滅している場合がありますので手続が必要です。

※1 ここでは平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれまでの児童をいいます。

※平田村に登録されている児童の確認については、個人情報保護の観点からお電話での登録児童の確認はできません。ご了承ください。

申請に必要な書類等

●児童手当額改定認定請求書

《該当する方のみ必要なもの》

- ・請求者と支給対象児童（高校生年代以下）が別居している場合

●別居監護申立書

- ・0歳から高校生年代までの児童のほかに大学生年代（※2）の子がおり、その子に対して学費や生活費等の経済的負担がある場合であって、その子を含めて3人以上養育している場合

（※2 ここでは平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの子をいいます。）

●監護相当・生計費の負担についての確認書

- ・3歳未満の児童の増額請求で、請求する児童のほかに3歳未満の児童を養育していない場合

●受給者の健康保険証の写し

※請求する児童が3歳以上の場合は、添付は不要です。

Cに該当する方・・・現在児童手当を受給しており、大学生年代（※2）の子を含めて3人以上養育している方

大学生年代の子を含めて3人以上養育している方は、その大学生年代の子に対して学費や生活費等の経済的負担がある場合は多子としてカウントするための手続きが必要です。

※2 ここでは平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの子をいいます。

申請に必要な書類等

●監護相当・生計費の負担についての確認書

※大学生年代の子を含めて3人以上養育している方で、その大学生年代の子に対して学費や生活費等の経済的負担がある場合に、多子としてカウントするためには、原則「増額額改定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要ですが、制度改正時には経過措置として「増額額改定請求書」の提出は不要です。

制度改正分の申請、審査について

（認定請求書、額改定請求書、監護相当・生計費の負担についての確認書の提出について）

上記A、B、Cに該当し、申請が必要な方につきましては、順次通知する予定です。

1. 支給対象

児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいいます。以下同じ。）を養育している方

2. 制度改正後に児童手当を受給するために新たに申請が必要な方

●高校生年代の児童を養育している方

（現在中学生以下の子を養育しており、児童手当を受給している方を除く。）

●中学生以下の児童を養育しているが、所得上限限度額を超過し、児童手当も特例給付も受給していない方

※児童の兄弟等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後の22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあって親等に経済的負担のある子をいいます。以下同じ。）について監護に相当する世話等をし、その生計費を負担している方（「監護相当・生計費の負担についての確認書」等の提出が必要となります。）

●施設等受給資格者である方でその委託等されている児童のうちに、高校生年代の児童がいる方

新たに施設入所等児童となる者がいる方（※）

対象となる施設等は、児童手当法第3条第3項において定義されている施設のことをいいます。詳しくは、こちら（施設等受給者向け児童手当 Q&A）の Q1 をご覧ください。

（※）今回新たに施設入所等児童となる者がいる方とは、具体的には以下の通りです。

児童自立生活援助事業により援助（2月以内の期間を定めて行われる援助を除く。）を受けている児童
母子生活支援施設に入所（2月以内の期間を定めて行われる入所を除く。）している児童であって児童のみで構成する世帯に属する児童

（施設等受給者向け児童手当 Q&A）の Q1 でお答えしている施設のうち、親子での入所が想定される施設に入所している児童について、親が高校生年代の児童である場合

3. 支給額

児童の年齢	児童手当の額（一人あたり月額）
3歳未満	15,000 円（第3子以降は 30,000 円）
3歳以上高校生年代まで	10,000 円（第3子以降は 30,000 円）
※「第3子以降」とは、児童及び児童の兄弟等のうち、年齢が上の子から数えて3人目以降の子のことをいいます。	

※制度の詳しい説明については、こども家庭庁 HP（児童手当制度のご案内）にも載っておりますのでご確認ください。